

(別紙)

## 豊岡市公共施設等への太陽光発電設備導入調査業務仕様書

本仕様書は、豊岡市（以下「本市」という。）が行う「豊岡市公共施設等への太陽光発電設備導入調査業務（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するに当たり必要とする基本事項について定めるものである。

### 1 業務名

豊岡市公共施設等への太陽光発電設備導入調査業務

### 2 業務期間

契約締結日の翌日から 2025 年 1 月 17 日（金）まで

### 3 業務内容

本業務は公共施設等への太陽光発電設備の計画的な導入を図るために、必要な調査を実施し、調査結果を踏まえた導入計画を策定するものであり、業務内容は次のとおりである。

#### (1) 調査対象施設等

別紙の「調査対象施設等一覧」に示す本市所有の公共施設及び未利用地

#### (2) 計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

#### (3) 検討対象施設等の選定

(1)の調査対象施設等について、以下の調査を実施し、太陽光発電設備の設置検討対象施設等の選定を行う。

##### ア 資料等調査

本市所有の公共施設及び未利用地について、既存資料（公共施設等総合管理計画、施設カルテ等）を基にスクリーニングを行い、太陽光発電設備が設置可能と想定される検討対象施設等の絞り込みを行う。

##### イ 地域特性、環境特性等の調査

対象となる公共施設等及びその周辺地域における地域特性や環境特性等について調査し、想定されるトラブル等について整理する。

##### ウ 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討

対象となる公共施設等への発電設備導入による負荷及び施設の規模、利用状況や電力使用量等を考慮した発電設備の規模等の調査・検討を行い、導入可能性を検討する。既に発電設備を導入している施設においては、追加導入可能量を算定する。

#### (4) 現地調査対象施設等の選定

(3)の検討結果を踏まえ、今後本市が太陽光発電設備の導入を進めていく際の優先順位の考え方を整理したうえで、現地調査対象施設等を 10 施設程度選定する。

#### (5) 現地調査

(4)の選定施設等について、現地調査を行うとともに、以下について取りまとめる。

- ア 周辺環境の確認（建築物による日陰等の状況確認、反射光による影響が懸念される施設の有無等）
- イ 太陽光発電設備設置位置や設置方法の確認・検討（障害物の有無、屋上防水の状況確認、既設発電設備の状況確認等）
- ウ 発電量及び日射量の調査・検討（蓄電池活用の調査・検討を含む）
- エ 付属設備の設置位置や設置方法の確認・検討
- オ 既設受電設備（キュービクル等）の状況
- カ 耐荷重の調査
- キ 建築基準法等の法令による制限
- ク その他必要な事項

#### (6) 設備概略等の検討

(5)の調査結果を踏まえ、太陽光発電設備の概略検討（パネル、蓄電池等の仕様及び設置場所等）及び概算費用（設計費、設備費及び設置工事費等）を算出する。

#### (7) 地域経済・社会にもたらす効果等の分析及び事業採算性の評価

太陽光発電設備を導入することによる事業採算性を評価するとともに、地域経済・社会にもたらす効果等を分析する。

- ア 事業スキームの検討（国等補助金の活用、PPA 事業等）
- イ イニシャルコスト、ランニングコスト、廃棄費用等の算出
- ウ 二酸化炭素排出削減量の算出
- エ 事業採算性及び費用効率性の評価（既設発電設備の PPA 事業検討含む）
- オ 地域経済・社会にもたらす効果等の分析

#### (8) 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、協議・打合せは4回程度とし、業務着手時、中間協議（2回）及び成果納品時のほか、必要に応じて適宜実施する。協議内容について、受託者が速やかに協議記録簿を作成し、提出すること。

### 4 成果品の提出

- (1) 業務報告書（A4版ファイル綴じ、カラー両面印刷） 3部
- (2) その他本業務に関連する資料 1式
- (3) 上記(1)～(2)の電子データ（編集が可能であるデータ:Word, Excel, PowerPoint, PDF形式）  
1式
- (4) 提出先 豊岡市コウノトリ共生部コウノトリ共生課脱炭素推進室

### 5 その他

- (1) 本業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、別途市及び受託者による協議の上、決定する。

- (2) 本業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。
- (3) 成果物の内容の最終決定までに、本市の訂正指示があった箇所については、速やかに対応すること。なお、本業務完了後において受託者の責による業務の瑕疵があった場合は、成果品の納品後であっても直ちに訂正すること。
- (4) すべての成果物に係る著作権及び著作権は本市に帰属するものとする。なお、本契約終了後、成果物の使用及び第三者への提示は、本市の承認を受けること。
- (5) 本業務を実施するにあたり、本市が所有する資料を可能な範囲で無償貸与する。ただし、本業務の実施以外の目的での利用は禁止する。